

## 令和2年度第2回宮城県障害者施策推進協議会 議事要旨

### 1 日時

令和2年9月11日（金）10時から12時まで

### 2 場所

TKPガーデンシティ仙台勾当台 2階ホール1

### 3 出席者

#### (1) 委員

別紙「出席者名簿」のとおり（12名出席）

### 4 議事要旨

#### (1) 開会

##### (事務局・山田班長)

- それでは、定刻となりましたので、ただ今から「令和2年度第2回宮城県障害者施策推進協議会」を開催いたします。
- 開会に当たりまして、宮城県保健福祉部次長の武内より、一言御挨拶申し上げます。

##### (武内保健福祉部次長あいさつ)

- 宮城県保健福祉部次長の武内でございます。
- 本日は、大変お忙しい中、本協議会にお集まりいただきまして誠にありがとうございます。また、委員の皆様方には、本県の障害福祉行政の推進につきまして、日頃から格別の御指導、御協力を賜り、この場をお借りして厚くお礼申し上げます。
- さて、本日の議題でございますが、まず、「障害のある人もない人も共生する社会づくり条例（仮称）」と、「手話言語条例（仮称）」について、前回7月の協議会において御審議いただいた大綱をもとに、障害福祉団体の皆様を対象とした説明会を10回にわたり開催し、多くの方々から様々な御意見をいただきましたので、その御意見を踏まえた大綱の修正案を、条例の「中間案」として御審議いただくものです。
- また、「宮城県障害福祉計画の策定」につきましては、前報告いたしました現計画の進捗状況や国の指針を踏まえ、第6期計画に記載する成果目標の設定に係る県の考え方について御審議いただくものです。
- この他、報告事項として、「宮城県船形の郷の開所」について、御報告させてい

たきます。

- 委員の皆様におかれましては、どうぞ忌憚のない御意見をお願いいたしまして、私からの挨拶とさせていただきます。
- 本日はどうぞよろしくをお願いいたします。

**(事務局・山田班長)**

- 本日は委員の方々の半数以上の出席をいただいておりますので、障害者施策推進協議会条例第6条第2項の規定により、会議が成立いたしますことを御報告いたします。
- それでは、以後の議事進行は阿部会長をお願いいたします。阿部会長よろしくをお願いいたします。

**(阿部会長)**

- 会長を務めさせていただいております阿部でございます。
- 本日は大変お忙しい中、本協議会に御出席いただきまして、私からも改めてお礼申し上げます。
- 今回は、次第のとおり、「障害のある人もない人も共生する社会づくり条例（仮称）の中間案」と、「手話言語条例（仮称）の中間案」、それから「宮城県障害福祉計画の策定」について審議することとなっております。
- また、報告事項として1点、「宮城県船形の郷の開所」について報告いただくこととなっております。
- 皆様には、可能な限り、多くの御意見をいただきたいと思っておりますので、円滑な議事進行に御協力いただきますよう、よろしくをお願いいたします。
- それでは、事務局から議事の「(1) 障害のある人もない人も共生する社会づくり条例（仮称）の中間案」について説明をお願いします。

**(2) 議事**

**(1) 「障害のある人もない人も共生する社会づくり条例（仮称）の中間案について」**

**①事務局説明**

**(事務局・大森課長)**

- 障害福祉課長の大森でございます。よろしくをお願いいたします。
- 前回、7月に開催したこの協議会において御審議いただいた本条例と手話言語条例に関する大綱につきましては、7月下旬から8月上旬にかけ、各障害福祉団体に説明会を開催し、様々な御意見をいただいたところです。
- 本日は、これらの御意見を踏まえ、条例の中間案としてまとめた内容を御説明させていただきます。
- なお、いただいた御意見につきましては、資料1-3及び2-3にまとめておりますので、後ほど御確認ください。

- それでは、議事の（１）「障害のある人もない人も共生する社会づくり条例（仮称）中間案」について、資料１－１「障害のある人もない人も共生する社会づくり条例（仮称）の比較表」に基づき、障害福祉団体からいただいた御意見の反映状況を中心に、御説明させていただきます。
- まず、比較表の１ページ、「しかしながら」で始まる前文の３段落目ですが、４行目「情報の取得又は利用のための手段」について、「意思疎通のための手段」も追加した方が第５段落と整合がとれるのではないかと、との御意見があったことから「情報の取得又は利用のための手段」の後に「意思疎通のための手段」を追加しております。
- 次に、「こうした状況を踏まえ、」で始まる５段落目をご覧ください。５段落目の４行目ですが、「手話、文字表示、点字、音声通訳、触手話、平易な表現」としている中の「文字表示」について、何を指しているのか一般の人には分かりにくいのではないかと、との御意見を踏まえ、「文字表示」を「拡大文字、筆記」に修正しております。また、いわゆる情報コミュニケーション法案を参考に、「音声通訳」を「音声」に修正しております。
- 次に、１ページの一番左の行をご覧ください。「ここに、」から始まる前文の６段落目ですが、前文の中に、障害者権利条約のことを明記していただきたい、との御意見を踏まえ、「障害者基本法及び」の前に「障害者の権利に関する条約」を追記しております。
- １枚おめくりいただきまして、第一章総則の「２ 定義」ですが、「①障害のある人」について、「難病」の定義をカッコ書きで入れると、かえって対象範囲を狭めてしまうのではないかと、との御意見を踏まえ、カッコ書きを削除しております。
- １枚おめくりいただきまして、一番右の行をご覧ください。「２ 定義」の「③社会的障壁」について、「障害がある人」という用語を用いるのは誤りではないかと、との御指摘があり、「障害がある者」に訂正しております。
- 次に、「④ 障害の社会モデル」ですが、障害の社会モデルの定義に「いわゆる」という文言を入れてはどうか、世界の趨勢は「人権モデル」となっている、との御意見を踏まえ、定義の規定から削除し、次のページ４ページの右側ですが、「基本理念」⑤の３行目にかっこ書でその内容を記載することにしております。
- なお、⑤の「合理的配慮」につきましても、定義の規定から削除し、５ページの「７ 障害を理由とする差別の禁止」の２つ目の○に記載することとしております。
- 続きまして、５ページの一番右の行をご覧ください。第二章について、見出しが「障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策」となっているが、相談については別章にした方がよいのではないかと、との御意見があったことを踏まえ、再度章立てや見出しについて検討を加え、第二章は、「障害を理由とする差別の解消

のための体制整備」と改めることとし、調整委員会の規定は、第四章「障害のある人の相談に関する調整委員会」として別章立てといたしました。

- なお、第二章の見出しを変更したことに伴いまして、4ページにお戻りいただいて、「4 県の責務」に、「差別を解消するために必要な体制整備を図る」ことを追加しております。
- 5ページにお戻りいただいて、「8 特定相談」について、「特定相談」という言葉には違和感がある、との御意見があったことから、「障害を理由とする差別に関する相談」に改めております。
- 1枚おめくりいただきまして、「10 助言又はあっせんの申立て」の2つ目の○の③ですが、助言又はあっせんの申立ての対象外とするものについて、助言又はあっせんの申立ての対象外とするものについて、対象事案の発生日から3年と明確に区切る必要はないのではないかと御意見があったことを踏まえ、発生日から3年を経過したものであっても「その間に申し立てをしなかったことにつき正当な理由がある場合を除く。」とする規定をカッコ書きで追加しております。
- なお、この部分につきましては、対象事案の発生から時間が経過すると事実の確認が困難になること、また、民法上、不法行為の消滅時効が3年とされていることを踏まえると、3年以上遡る事実についての調査協力義務を事業者に課すことは、事業者に対して過度な負担を求めることになるため、原則として、発生から3年を経過した対象事案については、助言又はあっせんの対象外とせざるを得ないと考えております。
- 8ページをご覧ください。「12 助言又はあっせん」の最後の○ですが、委員会があっせんを行わないこととしたときやあっせンを終了したときは、知事に報告するだけでなく、申立者にも通知すべきではないか、との御意見を踏まえ、「当事者にその旨を通知する」ことを追加しております。
- 続きまして、10ページをご覧ください。「第三章 共生社会の実現に向けた施策」の「18 情報保障の推進」について、情報保障に関する記述が少ないように感じる、との御意見や、情報保障だけでなく、意思疎通の保障も明記すべきではないか、との御意見を踏まえ、一つ目の○の「多様な情報提供の方法」を「多様な意思疎通等の方法」に修正しております。
- また、同項目については、「人材確保」の項目を追加していただきたい、との御意見もあったことから、二つ目の○の「意思疎通を支援する者の養成」の後に「確保」を追加しております。
- 1ページおめくりいただきまして、「第四章 障害のある人の相談に関する調整委員会」について、大綱では、第二章に規定していた内容のうち、調整委員会に関する規定を切り出して、独立した一つの章としております。
- その中で、「20 組織等」の二つ目の○ですが、障害のある人とその家族では

立場が違うので、「又は」ではなく「及び」としていただきたい、との御意見を踏まえ、「② 障害のある人」、「③ 障害のある人の家族」と、それぞれ規定しております。

- 説明会において、各団体からいただいた御意見を踏まえ、修正した箇所は以上ですが、このほか、県庁の法令担当から指摘のあった事項も踏まえた修正も行っております。
- なお、資料1-2「障害のある人もない人も共生する社会づくり条例（仮称）の中間案」は、今御説明した内容に加え、法令担当から指摘のあった事項を大綱に反映したものですので、後ほど御確認ください。
- 本日、この中間案について、大筋でご承認を得られれば、この内容で条立てを行い、パブリックコメントを実施したいと考えております。
- パブリックコメントにつきましては、意見の募集期間は、県庁の内規に従い、1か月間行う予定としております。
- 11月中旬には、パブリックコメントの結果を踏まえた最終案を、この協議会で御審議いただき、2月県議会に条例案を上程したいと考えております。
- また、今回、作成中ではありますが、イメージをつかんでもらうため、ガイドラインの骨子と現時点の内容を、参考資料として、皆様にお配りしております。
- 今後、団体説明会でいただいた御意見なども反映しながら、骨子に沿って内容の改定や作成を行ってまいります。
- 次回のこの協議会では、ガイドラインの内容につきましても、案をお示しいとと考えております。
- この件については、以上です。

**(阿部会長)**

- ありがとうございます。
- 事務局からの説明では、「特定相談」という用語を「障害を理由とする差別に関する相談」に改めたとのことでした。
- 助言又はあっせんの申立てについて、対象事案の発生日から3年を経過したものであっても、その間に申し立てをしなかったことにつき、正当な理由がある場合は、申し立てを認める規定を追加したとのことでした。
- また、調整委員会が、あっせんを行わないこととしたときやあっせんで終了したときは、当事者にその旨を通知する規定を追加したとのことでした。
- 情報保障の推進については、「多様な情報提供の方法」を「多様な意思疎通の方法」に改めるとともに、意思疎通を支援する者の「確保」を追加したとのことでした。
- 調整委員会の委員については、「障害のある人」と「障害のある人の家族」をそれぞれ規定したとのことでした。

- ただいまの事務局の説明に対して御質問・御意見などがありましたらお願いいたします。
- なお、御発言の際には、マイクをお持ちいたしますので、マイクを御使用の上、御発言ください。

## ②質疑応答

### (佐藤委員)

- 佐藤でございます。
- 定義のところ、障害の社会モデルと合理的配慮を外すということなんですが、確かに人権モデルという考え方も出ておりますけれども、まだまだそこまではいかない。
- 社会モデルということがなければ、社会的障壁も合理的配慮も考え方としては出てこない、論理的には出てこないのですから、やはり障害の社会モデルの合理的配慮も、一体のものとして定義には私は置くべきだと考えます。
- 障害の社会モデルという考え方があって初めて、社会的障壁、合理的配慮が概念として出てくるのですから、社会的障壁だけを定義におけばいいということはないと思います。
- そして社会モデルを括弧書きにしてしまうというのは、非常に社会モデル自体大変考え方に大きな変革をもたらす大事なものですから、その理解を求めるという意味でも定義のところに書くことが必要なのではないかと思います。
- それから、もういくつかあるんですけども、差別に関する相談、第8項になるんでしょうかね。相談についての規定が、考えてみると内容としては少ないかなあと。
- これは、県としてはこれぐらいしか決められないということなのか、どこに相談に行くのかとか、或いは相談を受ける人はどういう立場の人で、そういう人がどういう教育を受けるのか、とかそういうことが何も無い。
- 何というか、相談が一番大事ですよ。まず相談があって、相談がうまくいかないとその次に行きますと、突然その次に行くわけではないのでまず相談があります。
- この条例を見た人が相談をどこに行ったらいいんでしょうかっていう、相談を受ける人はちゃんと本当に分かってくれるんですか、っていうところがちょっと抜けているかなっていうふうに思いました。
- でもそういうことは市町村レベルで決めるべきことで県の条例に入らないとおっしゃるのかどうかちょっと私はわからないところなんです。
- それから前回と同じです。一事不再理効とか時効とか、どうでしょうか。民法と同じにする必要はないと思います。これは行政における救済手段であって民法ではありませんから。

- 今まで声を上げられなかった皆さんの声を掬い上げましょうという時に、間口を最初に狭めることはないんじゃないかっていうのが私の考えで、間口は広くして、それから、広い間口でどれくらい弊害があるのかなのか、もしも弊害があるのならそのとき考えるということで、十分なのではないかと。今の段階で置く規定ではないのではないかとというのが私の考えです。以上です。

**(阿部会長)**

- 3点いただいたと思います。
- 障害の社会モデルは、やはり冒頭定義に残すべきではないかということでした。
- それからもう1点目は、相談のところに関して、具体的なプロセス等に関わる記述が少ないのではないかと。イメージ等もわきにくいのではないかと、ということだろうと思います。
- それから3点目で、助言またはあっせんの申し立てで、今まで声を上げられなかったということを踏まえれば、それからまた、民法と同じである必要はないということに基づいて、当初、間口をできるだけ広げておいた方がよろしいのではないかと、3点ございました。
- 事務局いかがでしょうか。

**(事務局・大森課長)**

- ご意見ありがとうございました。現時点での県の考え方を回答させていただきたいと思います。
- 1つ目は定義の部分でございます。佐藤委員のおっしゃる通り今回その定義から、別な部分で表現をしたわけですが、それぞれの社会モデルというものの考え方だったり、合理的配慮の提供という考え方が、この条例においても非常に重要であるということについては何ら変わらないものというふうに考えております。
- 社会的モデルに関しては、先ほどの説明で若干不十分であったんですが、社会モデルという表現自体は定義として定着してないので、「いわゆる」という表現を使うべきだろう、というようなご意見などもございました。
- 実際は国の障害者差別解消法に基づく国の基本方針の中でも、「いわゆる」という表現が使われているというようなこともございまして、そういった中で、人権モデルという考え方もある、というご意見を踏まえると、なかなか定義として、社会モデルがこうだというふうに、条例上言い切るのが、少し難しい部分があるかなというふうに考えたところでございます。
- ただしその考え方が、先ほど委員からもお話あったとおり、社会的障壁だったり、そういったものの考え方の前提になっているというところは、まさにその通りだと思いますので、そういったところの理解を進めるということ、基本理念の中で明確に規定することで、しっかり対応ができるかなというふうに考えているところでございます。

- 加えてガイドラインを現在作成中ではありますがけれども、社会的障壁と障害の社会モデルの関係性だったり、そういったところが、広く県民の皆様、事業者の皆様にもしっかり理解いただけるような記載内容にして、その理解促進を図っていければなというふうに考えているところでございます。
- 続いて、相談に関して規定が少ないと、実際相談に行きたい方は、どこに行けばいいのか、実際どういう方が相談を受けてくれるのか、その相談を受けるだけの資質というか、どこまでの専門性なのかという話もありますけれども、そういった部分の話ということかと思えます。
- 具体的な相談窓口の設置については、県の施策事業の組み立ての中で、具体化をしていこうと考えております。そういったものが、ガイドラインの記載の中で間に合うのであれば、しっかり、どこの何という窓口で、連絡先が電話番号なのか、メールなのか、そういったことも記載させていただければなというふうに考えております。
- また、相談窓口については、県単独ということでは当然ございませんで、市町村もその相談窓口の対象にはなるかなと思えますので、地域の相談窓口体制という意味では、市町村ともうまく連携しながら、しっかりとした相談対応ができるようにして参りたいなというふうに考えております。
- 最後に、助言あっせんの対象の間口を、最初から狭める必要はないんじゃないかということでございます。こちらに関しては確かに間口を狭めないという考え方もございます。ただ一方で助言あっせんの申し立てを受けることになる事業者側の立場というものも我々は同時に考えなければいけないというふうに考えております。
- そういったときに、1度、審理されてまた出てくるとか、ちょっと時間が経ってしまったものを、その事業者が、また、助言あっせんに対応する形で時間がとられることになるというところの、事業者側の負担というところも、やはり両側で考慮するということからすると、一定程度のこういった規定は必要なんではないかと。
- やはり差別解消を通じた共生社会づくりということを目指していく上では、障害をお持ちの皆様への当然の配慮とあわせて、事業者、県民側の理解・対応というところが、両者合わさって、実現していくものというふうに考えていますので、事務局の、今時点の考え方としては、そういった整理の中で、このような中間案を出させていただいたというところでございます。
- 事務局からは以上でございます。

**(阿部会長)**

- 今、事務局からそれぞれの考え方が示されたのですが、佐藤委員、いかがでしょうか。



**(佐藤委員)**

- 社会モデルも色々あるのは確かです。これが社会モデルだという断定的なものもありません。でも、権利条約が社会モデルを採用した、定義も置いていますし、国だってあるわけですし、合理的配慮についてももう少し簡明な定義規定を置かれていると。
- そういう意味では、やはり定義規程に置くか置かないかって大きい問題で、社会的障壁だけが定義規定にあるというのは、弁護士の目から見ればとてもおかしいことだと思います。何で社会的障壁だけがあるんですかって話になりますよね。ちょっとそこはご説明では納得いかないところです。
- それから相談については、相談を受ける人に対する教育みたいなものもとても大事だと思うので、相談したところが何か全く訳もわからないことではねられたってということでは困るわけで、そうならないということが、この条例で障害のある人の側が理解できる、というところまで書く必要があるのかなのか。あるいは県ではそこまではできないのかっていう、そこがちょっとよくわからないんですけれども。
- それから間口の問題については、今から始めるっていうときにどうでしょうねと。
- もし、事業者側の負担ということをおっしゃるとしたら、でもそういう不満がまた出るとすれば事業者側の対応に問題があるんじゃないかと考えられるわけですから、何度も出るのが、言っている人が悪いのか、事業者側にも問題があるのか難しい問題だと思います。
- そういう意味で、本当にこれからですよ、今からやってみましょうね、っていうこの条例について、間口が狭めないほうが良いというのが私の考えです。以上です。

**(阿部会長)**

- さらに事務局の方で新しい、あるいは重ねてということであれば、お願いしたいと思います。

**(事務局・大森課長)**

- 同じような回答になる部分は差し控えさせていただきたいと思います。
- 相談を受ける側が、相談対応できるだけの教育だったり、そういった対応ができる人材の養成といいますか、その対応について、ということかと思っています。
- 実際相談を誰が今後受けていくかというところで、県の条例としてはあくまでも県としての窓口のことを記載させていただいて、市町村側も当然対応する相談対応のところには、条例上は具体的な言及というのは特段しておりません。
- 県としてはやはり、県、例えば障害福祉課が直接相談を受ける際に、ふさわしい対応ができるよう、障害者差別に関する研修、勉強というものは当然必要にな

りますし、規定上もありますが、委託ができるとなっておりますので、そういった委託先を選定する際には、その委託先において十分な適切な対応ができるか、相談人員が確保できるか、そういったところを審査の上で、委託を考えていきたいというふうに考えておまして、現状だと、条例上はそういった規定は書いてはいないんですが、我々としてはやはり、この差別解消に関する体制整備の相談というのが一番の肝だというふうに考えていますので、具体的な取り組み、事業の組み立ての段階の中で、しっかり対応して参りたいなというふうに考えているところでございます。

**(阿部会長)**

- 最後の3点目は、体制整備という言葉に変えたという箇所と、それから条例案の中にも出ていたまさに、養成と確保に関わる相談を受ける方のついでという、先ほどの事務局の説明では、施策化の中でとか、或いはガイドラインに反映が間に合えばということでした。
- もう少し具体的に、こういうような形で考えている、というようなことがお示ししていただけるようであれば、次回、どのような形であれ、不安というか、若干の懸念をお持ちのようですので、そこはお示しいただければと思います。
- それからまた、他の2点については、それぞれに佐藤委員のお考えにも、それなりの根拠があるように思いますので、事務局の方でさらに佐藤委員のご指摘を受けて、そのご指摘に対して十分な回答ができるように準備を、或いは、なかなかおっしゃるとおりだということであれば、それに対応するような修正をお考えいただければと思います。
- では他にご意見、ご質問いただきたいと思います。はい、森委員お願いいたします。

**(森(正)委員)**

- 今の佐藤委員の定義の問題ですけど、これは多分障害者基本法の影響を受けているんだろうと思うんですね。基本法では障害者と社会的障壁の2つしか実は定義してないですね。
- あと社会モデルという言葉ですけども、私も「いわゆる」がついているように、一つのモデルなので、障害者権利条約にもないし、基本法にもないし、そういうことでは、本文に入れていいのかなというふうに思ってます。
- ちょっと1つ質問なんですけども、この中間案を我々委員に発送するにあたって、大変失礼ながら、阿部会長や野口副会長さんは、一旦目を通されたんでしょうか。そして、納得して我々に配られたのかな、というのがまずちょっと最初に質問して、それから私の意見を申し上げたいと思います。

**(事務局・大森課長)**

- 事務局からお答えします。

- 今回の中間案の事前の配布につきましては、阿部会長の方には、実際のところは同時並行で進めておりました。会長へのレクをさせていただくタイミング、ほぼ同時のタイミングで、皆様の方に配布をさせていただいたというところで、野口副会長につきましては大変申し訳ないんですが、他の委員と同じような形で、資料の事前配布ということにとどまっているというのが状況でございます。

**(森(正)委員)**

- 通常こういう会議ですとね、会長さん、副会長さんにお目通しいただいて、そこで納得したものが我々、今委員が知ることなんですけど、結論から言いますと、私は手話言語条例については合格点だと思ってるんですが、こちらの条例はちょっと合格点を上げることができない、かなり修正が必要かなというふうに思っています。
- いくつか理由を挙げたいと思いますけども、団体ヒアリングで108の意見が出てその内15が中間案に反映されたというんですけど、どういう基準で反映されたのかよくわからない。
- 我々も色んな意見を申し上げましたけど、この意見言ったにも関わらず入っていないじゃないの、というのが幾つかありましたので、これを108も、私自身もきちっと一つ一つ精査するそんな意欲も時間もなかったので申し訳ないんですけども。
- 例えば、1つ例を挙げますと、名称ですね。これ再三再四、この名称じゃなくて差別解消条例とすべきじゃないのかっていうのはかなり多くの意見があったんだろうと思います。
- たまたま今週の月曜日に知事が、記者会見して、知事の記者会見に手話通訳をつけるということで、この条例についても触れているわけです。知事さえも、差別解消条例と手話言語条例と言っているわけです。もっとシンプルでいいと思うんですね。
- 一つ、章の立て方の問題なんですけど、やはり調整委員会は、最後にボンと持ってくるのはちょっといかなものかなというふうに思います。
- 第2章の体制整備というのは、大きく分けて4つ含まれているわけですね。差別は7、相談については8と9、そして、この条例の圧倒的な紙面を割いているのが、10から14の紛争解決のこと、そして最後が、19から24の調整委員会、これはやっぱり体制整備の中にきちっと章立てするならば、1節2節3節でもいいですから、分けて書くのがいいのかなというふうに思っています。
- 今回、中間案で、これがパブリックコメントにも反映されるということで、少し私も丁寧に見させていただいたんですが、はっと思いましたのは第10番目です。
- これ前から大綱にもあったんですけど、10番目、助言またはあっせんの申し立

ての中で、2行目、事業者による7の第1項と、なぜ限定がついているのかなと。というのは、私人間の訴えも良しとする、県、そして事業者、これ全部、7にあるようにですね、何人もと、いうことは私人間もOKと。次の○は県及び事業者と、だから、何人からの事案、それから県からの事案、事業者からの事案、県民も含めますとね、なんで事業者によると限定つきなのかなと、いうのが、今回非常に気になりました。じゃ、事業者によるあっせんはしないんですかと。

- 他の条例を見ますとそうなっているところがあるんですが、これはかなり議論しないといけないのかなというふうに思っています。
- また相談に関しては、佐藤委員と同じように私も制限はすべきではないと、もっと広く間口を広げていいんじゃないか。
- それから調整委員会の名称ですけど、第4章ですか、障害のある人の相談に関する調整委員会って、違うでしょうと、これ紛争の解決のための委員会ですよ、相談に関する調整委員会っていうのは、表現としては全く不適當だろうと思います。
- また委員の構成も、前から10名以内ということだったんですが、なかなか10名以内の委員構成で、調整委員会を設置するところは、私が知る限りではないと思いますね。これ半数で成立し、半数で決まるわけですから、10名っていうと、6名で成立し、4名ぐらいで決まっちゃうということなので、ちょっといかなものかと。中間案は、組み立てというか、第2章、きちっと体制整備で、7は差別、8と9は相談、10から14は、紛争に関するもので19から24の調整委員会と中に入れて、第3章が施策、という構成でいいのじゃないかなというふうに思います。7の差別のところではっきり、これ、定義にも関係すると思うんですけども出てきます。
- もう一つ、ちょっと長くなって申し訳ないんですけど、目的もですね、それから基本理念もかなり障害者基本法に沿って書かれていると思います。その中で基本理念の中に、障害者基本法と比べて一つ、欠けているものがあるんですね。
- それは、すべての障害者が可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げないという文言です。或いはもう一つ、基本理念の第3番目③の中で、可能な限り意思疎通と、こうストレートに入りますけど、基本法では、可能な限り、言語(手話を含む)意思疎通となっているので、基本理念はほとんど、基本法の第3条ですかね、とかを意識して書いてると思うんですけども。
- 実は障害者基本法は、3つの基本原則があると言われてるんです。1つは、地域社会における共生等と、2番目が差別の禁止、3番目が国際的協調と。三原則のうちの、1番目と2番目の3と4が、関わっていると思うんで、やはりどこで誰と生活するかということの選択の機会というのは、障害者団体にとっては、

重要な言い回しですのでね、これをそこだけ抜かしている意味合いがどうなのかなというふうに思います。

- 最後に、第3章の施策のところですけども、せっかく前文のところでも東日本大震災に触れましたので、やはり施策の中に、災害時の対応とかね。それから事業者による合理的配慮もある程度お願いしているので、事業者による取組への支援とか、そしてさっきの、どこで誰と生活するかということも踏まえて地域生活の支援とか、なんかそういうものも項目で立てていただければいいかなと。余りにも、施策が15から15、16、17、18と。大変短い、少ないのでね。ですから、条例を知らない人が読むと、圧倒的に10番目から14番目の、紛争解決いわゆる申し立てに関するところが、ベースになっているので、ちょっとこれはしょうがないのかもしれませんが。
- 改めてそのさっきの申し立ての部分で、なぜ事業者によるということだけを限定しているのかなと。確かにそういう条例も、東北の条例でありましたけれども、ほとんどはこんな限定はしていないですね、どんな差別も、私人間でも県でも事業者でも受けて、というふうになっていると理解しています。
- ちょっと長くなりましたけど以上です。

**(阿部会長)**

- 色々ご指摘いただいておりますが、まず、第4章のタイトル、「障害のある人の相談に関する調整委員会」っていうのは少し、現状と合っていないのではないかと。
- それから、組織の委員の人数ですね。10人以内というのはかなり少数派のタイプではないかと、もう少し人数が必要ではないかと。
- なぜ事業者による、ということ限定がかけられているのかというようなこと。
- 基本理念のところ、障害者基本法をかなり参考にして書き込まれているように理解されるのだけれども、どこで生活をしていくのかという選択の自由というか、その確保に関する記述が見受けられないっていう点が疑問だということ。
- それから、佐藤委員がご指摘された、相談の申し立てに関しての窓口が狭過ぎるのではないかと、ということ。
- また、条例そのもののタイトルについて。
- そして最後に章の編成について違和感がある、というようなことだったと思います。
- なお、全てではないのですが、先ほど事務局から説明を受けたということについて、その中でも、佐藤委員、それから今、森委員が重ねてご指摘をされた、申し立てに関する窓口が狭過ぎるのではないかと、条例のタイトルのあり方についてとか、それから、章編成についてとか、私の方で説明を受ける際に、事務局の方とでやりとりを確かにはしておりましたので、その辺のところはあつの上だ

ということでとりあえずご理解いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

**(事務局・大森課長)**

- 様々なご意見ありがとうございました。
- 名称に関しては、前回の協議会でもご指摘いただいているところかと思えます。知事の記者会見で差別解消に関する条例というような発言をしたのは私も承知しております。
- ただこれも、繰り返しになってしまうんですが、差別解消を図ることで、最終的に障害のある方も、ない方も、共生する社会を地域社会として作っていく、という最終ゴールはそこにあると私は思っております。
- なので事務局としては、森委員はじめ、ご意見いただいているのは重々承知ではあるのですが、あえて名称につきましては、もともとご提示させていただいている名称を使わせていただいているというところがございます。
- あと、章立てに関してでございます。章立てに関してはですね、我々障害福祉行政を担当する保健福祉部というところと、あと実際こういうものを条例として議会に案をあげて、それをご承認いただく、というところの法制執務の担当部局っていうのがあります。
- やはりそちらは、障害福祉行政だけじゃなくて、例えば経済商工行政だったり、ありとあらゆる行政の実務を法制執務の観点から整理して、これまでのルールを蓄積した上で、各担当部局に指導を行うというのが、県庁内部のルールになっております。
- 調整委員会を章立て別にしたのはまさにその部分でございますが、何も意図的に分けてわかりにくくしたいとかそういうことは一切ないんですが、なかなか最終的に県が議会に条例案を出して、議会の承認を得るというルールの中でいうと、調整委員会は附属機関になるわけですけども、そういったものの組織立ては別章立てにする、というところでの指導を受けてこのようにしたということでございますので、この点についてはできればご理解をいただければなというふうに考えております。
- 実態として何か大きく影響が出るという話ではないものというふうに認識をしているところでございます。
- 加えて第4章の名称ですが、森委員のご指摘踏まえまして改めて確認の上、中間案は出させてはいただいているんですが、改めて見ると確かに調整委員会というのは、あっせんの申し立てを受けた際のあっせん案の提示だったり、その調整をする委員会でございますので、そういった意味ではこの表現については、ご指摘を踏まえてより良い表現に修正させていただければなど、今伺って感じたところでございます。

- 続いてですね、助言あっせんの申し立ての対象がなぜ事業者になっているのか、というところがございます。障害を理由とする差別の禁止に関する規定でございますが、先ほどもお話ありましたけど、5ページのところの算用数字7で、障害を理由とする差別の禁止というところがあります。何人も不当な差別的取り扱いをすることはならないと。
- そのあとに、合理的配慮に関しては、県と事業者ということで、合理的配慮の提供を義務づけているのは県と事業者に限定をしております。こちらは、障害者差別解消法を踏まえて主体を限定しているというところがございます。
- 私人間紛争のお話もあつたんですけども、この合理的配慮に関して言えば、国の基本方針の中でも、合理的配慮というのは業務付随性というところが一つの要件ということが規定されていることもありまして、そういったことからすると、県の事務・事業だったり、事業者の事業においてその業務の付随性というところは認められるわけですけども、これを私人間の個人個人の話まで広げるというのは、ちょっと難しいかなというふうに考えまして、このような整理とさせていただきます。
- あとは、基本理念ですかね。基本理念は確かに障害者基本法の第3条、こちらで本文的な記載の上で、3項目ほどを規定しております。
- 森委員の方からお話になったものが、2つ目の項目として、どこで誰と生活するかについて選択の機会が確保され、というような記述があるところがございます。
- 我々が今ご提示申し上げている基本理念は5項目ほどありまして、この基本法の表現などを参考にこの5項目に整理をさせていただいているところがございます。
- それで考え方として表現が少し足りないというご指摘を受けるのかもしれませんが、皆様にお配りしております、資料1-3、団体の皆様からいただいた意見をまとめたものの5ページ目、32番の項目でございます。表現的に不足しているというご指摘になるのかもしれませんが、今時点の考え方としては、基本理念5の中で、多様な人々により、地域社会が構成されているという基本認識のもと、ということの規定しておりますので、この表現の中に盛り込まれる内容というふうに整理をしておるところでございます。
- 合わせて、今後のガイドラインの普及啓発等の中でしっかり、そういった考え方をお示しできればなというふうに考えているところがございます。
- また、調整委員会が10人では少ないのではないか、というところがあったかと思えます。他県の状況はまた、今一度調べて参りたいと思えますが、必ずしも多い人数で、そういったあっせん案を議論するということが適切と思っております。お願いした方々はその専門の部分を含めて、しっかりした議論をしていた

だく上では、10人以内という人数設定というのは適切ではないかと、事務局としては考えているところでございます。

- 最後に、災害時の対応ですが、これは前々から出ていて我々の回答は今までも「誰もが住みやすいまちづくり条例」の中で災害時の規定をしているので、この条例上は何も規定していませんと、いうご回答はしているところでございます。
- ただ、大分意見いただきまして、説明会でもいただいておりますし、本日も再度森委員からご意見いただきましたので、ここをもう一度少し検討できればな、というふうには考えているところでございます。
- 私の方から以上でございます。

**(阿部会長)**

- はい、次長どうぞ。

**(事務局・武内次長)**

- 今の委員会の人数のところ、県全体の組織的なことにも関わってきますので、私からちょっと補足させていただきますけれども、審議会等の人数については、これまで県では全庁的な行政のスリム化という流れの中で、人数については極力スリム化してきた流れがあります。
- かといって人数ありきというよりは、ここのところはどういった見識分野の皆様に委員になっていただいて、ご審議いただくのが適当か、ということで、これまで私どもの方で他の分野の審議会なども、そういう発想で委員の先生方お願いなどしてきているところでございます。
- 例えば部内ですと児童福祉、あるいは高齢者福祉、地域福祉、その他保健などとの関係もございますけれども、その10人という人数が決して少ない人数ではないと、大体標準的なところなのかなと。
- あとは、私が経験してきました他の部の分野におきましても、審議会の人数というのは、概ね10人程度で運用していると。その中でどういった見識、ご経験、分野の先生方をお願いすればこの初期の目的をより多く達成できるか、という観点から委員の先生方をお願いしているというところが実態でございます。
- あともう1点、先ほど佐藤委員からもお話あって、森委員からもお話あった同一の案件ということなんですけれども、同一の案件のとらえ方というのが、1回的なインシデントということによろしいですね。
- 障害のある方やそのご家族と事業者の間で、1回的なそういった事案が発生したことについて、同じ事案について、1回的なインシデントについて、もう一度というのは、もうすでに1回結論が出ているから、という解釈ではおるんですけども、ただそれが同じ事業者の方、そして、障害をお持ちの方やご家族の間で2回3回と、同一同士の事案であっても、それが起これば、それはあっせんの対象になるということで私どもは理解しております。今、そういった状況でも、まだ



なお同一の事案について、再度はできませんよというのが、やはり不十分かどうかというところにはなるかと思います。

(阿部会長)

- おそらく、その件もあるけども、3年、相当な理由があれば、3年を超えてもっていうところに、懸念っていうか疑義を特に、どちらかというとお持ちになられたんだと思います。

(佐藤委員)

- 佐藤です。
- その一事不再理についても、同一かどうかというのが結構、判断がそう簡単ではないかもしれない。1回終わった話っていうのがどこまでをどういうのかって、実は結構難しいかなど。
- 特に当事者の方にとっては難しく、その後も継続している状況を、もう終わった話だっでご理解になることもあるわけですし、そういう意味でも間口は広くした方がいいのではないかというのが私の考えです。
- それからさっきの森さんのご意見ですけど、事業者だけにどうしてっていうのは、この助言あっせん、勧告、事実の公表、この制度自体はもう事業者対象の制度ですよ。
- 個人による差別に対して知事が助言します、ってそれはやっぱりおかしいし、個人間の差別事案について何ができるのかっていうところが問題で、なかなか相談以上のことができるんでしょうか。できないならできないでそれをはっきりした方がいいかもしれないなと思います。

(阿部会長)

- 今、新しいご意見、アドバイスのなご意見もいただいております。
- 難しいだろうと。難しくてできないのであれば、できないということをどこかで明示化、例えばガイドラインなどでと思います。
- まだ平行線っていうか、多分、十分ご納得いただいておらないところもあるように思います。
- それから、次長の方から、10名っていうのは、宮城県庁に置かれている委員会、審議会としては、それほど奇異なものはないというご説明も加えていただいたところですが、先ほど事務局の方から他県の事例で、この当該の委員会がどれくらいの委員構成になっているか、ということもまだちょっと承知をしていないということですから、そういうこともお調べいただいて。
- それから、どちらの意見もそれぞれにあるだろうなという、例えば条例タイトル案だとか、もう少し次回の委員会までにご検討さらに深めていただきたいということと、当協議会において、佐藤委員の件も含めまして、2つの考え方がありうるようなケースに関しては、それを事務局案と各委員からの意見と対比して整

理するような表でもいただければ、さらに私たちの理解が深まるのではないかと  
思いますので、さらに加えて次回協議会まで、こういうふうに対応を考えました、  
条例の修正に反映されるものはあるでしょうけど、先ほどの佐藤委員からのご質  
問に関して、施策化の中でとか、ガイドラインの中に反映させられればとか、そ  
ういうものが少し見えてくるようなことがあれば、そういうことも含めて、お手  
数をかけますけど一覧のものとしてお示しいただければ、皆さんの理解が深まる  
のではないかと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

- 森委員もまだコメントあるかと思うんですが、他の方からもご意見いただきた  
いのと、まだちょっと協議案件ありますので、よろしいですか、そういうことで  
とりあえずは。

**(森(正)委員)**

- 私人間は最初OKって言っていましたよね。これがなければ、今後この条例は  
もう意味ない。法務局の人権相談も圧倒的に私人間ですから、ただそれを受けて、  
こういうふう調整委員会まで持っていかどうかは別問題としてもね。そこが  
条例の鍵になってくるかなと思っているんですけども。

**(事務局・大森課長)**

- 私人間についていいという話は、多分我々としてはしてないというふうにして  
います。森委員からのご主張は前々から伺っているところですが、それに対し  
て事務局側が、それはいい、というように言ったというのは認識しておりません。  
それは事実のことなので、そこはお伝えした上で、委員のお考えを伺うというふ  
うに整理させていただければなと思っております。

**(森(正)委員)**

- でもあえて7番目の何人も、っていうのを入れたって結構主張していたように  
記憶していますけどね。

**(事務局・大森課長)**

- 確かに不当な差別的取り扱いが、誰がやってもいけないということを規定した  
ところは事実です。
- ただ、先ほど佐藤委員からもお話いただいたとおり、それを紛争解決の対象と  
して、私人間の争いまでそこで何らかの解決を目指すというところまでは、我々  
としては、当初から想定しておりませんし、そういったこととお話したというこ  
とはしておりません。確認の意味でお話しさせていただきます。

**(阿部会長)**

- なお、障害モデルに関して、森委員と佐藤委員とで、委員間でも考え方が違っ  
ておりましたし、それから、今の私人間の申し立てを調停委員会で受けるかどう  
かに関しても、委員間でも意見が違っていましたので、その辺も、整理する表に  
盛り込んでいただければ、事務局対委員との間だけ、ということではないですの

で、その辺も配慮しておまとめいただければと思います。

- 他にご意見ございませんか。はい、野口委員どうぞ。

**(野口委員)**

- 確認ということだけなんですけれども、障害を理由とする差別の禁止、今話題になっていたところなんですけれども、そのところで、県及び事業者はその事務または事業を、となっておりまして。この「その」というのが何を指すのかがちょっとわかりにくいなというふうに思いまして。
- といいますのも大綱の方では、「県はその事務または事業」、「事業者はその事業」、というふうになっておりまして、両者をまとめた形にはなっているんだと思うのですが、この「その」がわかりにくいなというふうに思ったところがございます。
- あともう1点は、第3章の共生社会の実現に向けた施策の18条のところの2つ目、第2項ですけれども、県は手話通訳云々その他の方法により、というのがございます。具体的に挙がっているこの手話通訳、点訳等々は、いわゆる感覚障害の方を対象とするものであるかというふうに思うのですが、この情報の取得及び意思疎通に関して言いますと、例えば発達障害の方に関しても、様々な形でのサポートが必要であるということも想定されます。
- ですので、ここに具体的に書くかどうかは別として、ガイドライン等々、あるいは具体的にどのようなことをお考えなのかというのを、どこかでお示しいただければというふうに思います。以上でございます。

**(阿部会長)**

- 以上2点について、事務局の方で今の時点でご回答いただければ。

**(事務局・大森課長)**

- はい、ご意見ありがとうございました。
- 最初に5ページ目ですね、合理的配慮のところでございます。「その」というところがございますが、もともとの意味合いとしては、まず、「県は県の事務または事業を行うにあたり」という意味合いでございます。そして、「事業者は事業者の事業を行うにあたり」という整理でございます。
- これは先ほど申し上げた、法制執務の文言の整理として、それを一つにまとめて問題なかろうということで、県及び事業者はその事務または事業を行うにあたり、というふうにまとめられているところではございますが、県の場合は、事務というのと事業を行うということがあるだろうと、事業所の皆様というのはあくまでも行うのは事業だという整理で、「その」というのはそういった形の整理になっておるところでございます。
- 続きまして10ページの情報保障の推進に関する情報の取得や意思疎通支援者の養成確保というところがございます。

- こちらが視覚だったり、聴覚だったり、そういった障害をお持ちの方の意思疎通支援者だけではなく、発達障害だったり、そういった障害をお持ちの方の必要な支援者の養成だったり確保というところのお話かと思います。
- 文言上はその他の云々という形で、包括的に書かせていただいておりますので、実際その障害特性に応じた支援者の養成確保、こういった部分が県としてどういふ部分が必要か、しっかり中で整理させていただいて、必要な部分、ガイドライン等で掲載するとともに、施策の検討を行っていただければなというふうにご考えているところでございます。
- 現時点では、そのような回答にさせていただければと思っております。

**(阿部会長)**

- なお法制執務室から2つを1つにという、それが普通だと、慣例だということでしょうか。それに従って、このように書き改めたら、「その」がなかなか意味しているところが見えなくなった、というご指摘でしたので、改めて2つを1つにするということはその通りですけれども、意味が通るように、文言の修正が可能かどうかについてもご検討いただければと思います。
- 他にご意見ご質問ございませんでしょうか。※なし。
- それでは今日は皆さんからご意見を多数いただき、すべてが事務局の回答説明で納得をいただいているというふうには思えません。ですので、次回の協議会に向けて、私たち委員が論点となっているところがどういふふう意見が異なっているのか、等々がわかりやすい形でおまとめいただきたい。
- それから、次回協議会まで対応が可能となったものについてはそのこともお示しをいただきたい。
- そういうことを前提として、とりあえず今日お話したような、納得をいただけなかった点も含めてということですが、大筋で本日の協議したことについて、今「含めて」と申し上げました、本日協議した内容については、ご承認をとりあえずいただきたいと思います。
- その理由は、先ほど事務局の説明にありましたように、今後1ヶ月間の期間を設けてのパブリックコメント等を実施する、それを踏まえて、2月の定例県議会に上程するということから、逆算しての、事務局等の手続きのことを考えると、ご承認いただくまでは、先に進ませていけないというふうになってしまいますと、一切の事務的な対応ができなくなりますので、先ほど申し上げた論点が並立しているような点については整理をし、さらに対応が可能なものについてはお示しいただき、次回の本協議会で、さらに、どちらにしましうかっていふことになるかもしれませんが、そういう形で対応させていただきたいというふうに思います。
- 改めてですが、今お話では留保条件をつけて、本日協議した内容についてご承

認をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。もちろん納得できていない点を含んでということです。

- よろしいですか、ありがとうございました。
- それでは、パブリックコメント等も実施し、本日、本協議会で出た意見が、パブリックコメントとしてまた、出されてくる可能性も十分ありますし、それから、本協議会で、あるいは関係団体の意見聴取で出なかった意見等も、パブリックコメントで出される可能性もありますから、そういうものも踏まえて、それから本日のこの協議会の議論も踏まえて、次回協議会の原案を作っていただきたいと思いをします。よろしく願いいたします。
- それでは次の議事に移ります。事務局から議事の「(2) 手話言語条例 (仮称) の中間案」について説明をお願いします

## (2) 「手話言語条例 (仮称) の中間案について」

### ①事務局説明

#### (事務局・大森課長)

- それでは、議事の(2)「手話言語条例 (仮称) の中間案」について、資料2-1「手話言語条例 (仮称) の比較表」に基づき、障害福祉団体からいただいた御意見の反映状況を御説明させていただきます。
- まず、比較表の2ページ、2 定義の①ですが、「ろう者」の定義について、「日常生活を営む者」だけでなく、「社会生活を営む者」も含めるべきではないか、との御意見があったことから、日常生活の後に、「又は社会生活」を追加しております。
- 次に、③の「手話通訳者等」の定義について、「手話通訳者その他の手話を使用することができる者」だと、手話ができれば通訳もできると読めてしまうのではないか、との御意見があったことから、「手話通訳者又は手話を使用することができる者」に修正しております。
- 4ページをご覧ください。「1 1 学校における手話の普及」の一つ目の○ですが、「ろう児」という言葉には、生徒は含まれないので、略称として不適切ではないか、との御意見があったことから、「ろう児等」に修正しております。
- 説明会において、各障害福祉団体からいただいた御意見を踏まえ、修正した箇所は以上です。
- この他、県庁の法令担当から指摘のあった事項を踏まえた修正も行っております。
- 資料2-2「手話言語条例 (仮称) の中間案」は、今御説明した内容に加え、法令担当から指摘のあった事項を反映したものですので、後ほど御確認ください。
- この中間案につきましても、大筋でご了承を得られれば、この内容で条立てを行い、パブリックコメントを実施したいと考えております。

- この件については、以上です。

**(阿部会長)**

- ありがとうございます。
- 事務局からの説明では、ろう者の定義について、「日常生活を営む者」を、「日常生活又は社会生活を営む者」に修正したとのことでした。
- また、手話通訳者等の定義について、「手話通訳者又は手話を使用できる者」に修正したとのことでした。
- ただいまの事務局の説明に対して御質問・御意見などがありましたらお願いいたします。
- はい、森委員お願いいたします。

**②質疑応答**

**(森委員)**

- 先ほども言いましたけれども、この手話言語条例、私は概ねこれでいいのかなというふうに思っております。

**(阿部会長)**

- はい、確かに先ほどそういうコメントいただいておりました。ありがとうございました。
- その他ございませんでしょうか。※なし。
- それでは、今日事務局よりご提示いただき、前回協議会との間で、関係団体等からの意見聴取等を踏まえて、修正したものを、ご承認いただいたということで理解をさせていただきたいと思います。
- 最初の条例案とともに、今回は手話言語条例括弧仮称の中間案、資料2-2を先ほどの条例案のところの説明でありましたようにこれを何条とかという見え方にして、パブリックコメントを受けるというご説明がありましたので、そのように公表されるということでご了承いただきたいと思います。
- はい、ありがとうございました。
- それでは、続きまして、もう一つ議事がございます。
- 宮城県障害福祉計画の策定についてでございます。事務局説明をお願いいたします。

**(3) 宮城県障害福祉計画の策定について**

**①事務局説明**

**(事務局・大森課長)**

- それでは、議事の(3)「宮城県障害福祉計画の策定」について、御説明させていただきます。A3横の「資料3-1 宮城県障害福祉計画の策定について」を御覧ください。
- 「1 計画の概要」ですが、7月の協議会の場で御報告させていただいたとお

り、厚生労働省が作成した基本指針に即して、障害者に関する「第6期障害福祉計画」と、障害児に関する「第2期障害児福祉計画」を今年度中に策定するものです。

- 「第6期障害福祉計画」と「第2期障害児福祉計画」については、現計画同様、「宮城県障害福祉計画」として、一体に策定することとしております。現計画については、本日「参考資料2」として配布しておりますので、後ほど御覧いただければと思います。
- 県の障害福祉に関する計画は、他に「みやぎ障害者プラン」がありますが、関係性については資料にお示ししたとおり、「みやぎ障害者プラン」が県の障害者施策の基本的な方向性を定める計画であるのに対し、「宮城県障害福祉計画」は、障害福祉サービスの提供体制の確保・業務の円滑な実施に向けた、サービスの見込量や成果目標等について定める計画となっています。
- 次に、「2 計画で定める内容」を御覧ください。障害福祉計画等は、法及び国の指針により、11の項目について記載することとなっております。この中には「必須項目」、「努力項目」、「盛り込むことが望ましい項目」と区分されていますが、県としては、全ての項目について定める予定としております。
- 次に、資料の右上、「3 策定の進め方」を御覧ください。本日を含めて、計3回の協議会での審議を経て、策定作業を進めてまいりたいと考えております。
- 「4 本日御審議いただく事項」を御覧ください。本日は、成果目標の設定に係る県の考え方について、御了解をいただきたいと考えております。
- この成果目標については、次回御審議いただく中間案に規定するサービスの見込量等の活動指標の設定に必要であることから、先んじて皆様にお諮りするものです。
- 続きまして、A3横の「資料3-2 県の成果目標設定の考え方について」を御覧ください。
- 国の基本指針では、7つの大項目ごとに、計20の成果目標を設定するよう定められております。
- 県としては、可能な限り国の基本指針に即した目標を設定したいと考えておりますが、「福祉施設の入所者の地域生活への移行」に係る「施設入所者数の削減」については、今年4月時点の施設入所待機者数がのべ557人であること等から、5期計画に引き続き、設定するのは困難であると考えております。
- また、同項目の「地域生活移行者数」及び「福祉施設の利用者の一般就労への移行等」に係る「一般就労移行者数」については、第5期計画の実績や各市町村の実情を踏まえた目標設定が必要と考えております。
- 目標値については、国の基本指針に基づき算出した暫定値を記載しておりますが、引き続き市町村計画と整合性を計りながら、検討事項とさせていただきます、1

1月開催予定の次回の協議会において、計画の中間案とともに、御審議いただきたいと考えております。

- この件については、以上です。

**(阿部会長)**

- ありがとうございます。
- 事務局からの説明では、可能な限り国の基本指針に即した目標を設定したいとのことでした。
- ただ、「福祉施設の入所者の地域生活への移行」に係る「施設入所者数の削減」については、第5期計画に引き続き、設定しない方向で考えているとのことでした。
- また、「地域生活移行者数」及び「福祉施設の利用者の一般就労への移行等」に係る「一般就労移行者数」については、第5期計画の実績や各市町村の実績を踏まえた目標設定を考えているとのことでした。
- ただいまの事務局の説明に対して御質問・御意見などがありましたらお願いいたします。

**②質疑応答※なし。**

- 今日は考え方について、ということで、資料3-2の右側半分のところに考え方が太字で示されており、そのあと、この考え方に基づいての数値目標はとりあえず暫定値だということでございますので、この辺が確定した数値になってきた場合に、どうしてこういう数値なのかとか、この圏域の箇所はこれで大丈夫でしょうかとか、いろいろご意見がさらに出てくるかと思っておりますので、そこで改めてご意見ご質問をいただくことで、先に進めさせていただければと思います。
- それではこの議事については了承といたします。
- それでは、「報告事項」に移ります。報告事項の「宮城県船形の郷の開所について」事務局から説明をお願いします。

**(3) 報告事項 宮城県船形の郷の開所について**

**①事務局説明**

**(事務局・大森課長)**

- それでは、「宮城県船形の郷」開所式について、お手元の資料4に基づき御説明させていただきます。
- 「資料4」を御覧ください。昭和48年に開設した宮城県船形コロニーは、施設・設備の老朽化、入所者の高齢化や障害の重度化といった状況にあるため、阿部会長を始めとした外部有識者も交えた検討会において建替の方針を決定し、平成29年度から基本設計に着手し、建替を進めています。
- 居住棟2棟が完成し、令和2年9月1日から供用開始するとともに、名称を「宮城県船形コロニー」から「宮城県船形の郷」に変更したことを記念し、開所式を



開催しました。

- 今後、新たな居住棟への引越を行い、今月下旬には、新たな居住棟での利用者の生活開始する予定としています。
- 宮城県船形の郷については、生活環境と支援体制の充実など、ハード面のみならずソフト面も総合的に整備を行い、利用者の視点に基づいた施設を目指して参ります。
- 「1開催日時」のとおり、一部供用開始しました令和2年9月1日に、「2開催場所」の宮城県船形の郷を会場に、「4参加者や利用者」など26名が参加し、開所式を行いました。
- 「5建替スケジュール」のとおり、居住棟1棟と活動棟を令和4年度に完成予定としており、令和5年度に既存の居住棟の大規模改修と事務管理棟の完成をもって、令和6年度の全面共用開始を予定しております。
- 全体事業費につきましては、総額で約89億円を見込んでおり、定員を300人とする予定です。
- 「宮城県船形の郷開所式について」の説明は以上です。

**(阿部会長)**

- ありがとうございます。
- 事務局からの説明では、段階的に建替を進めている船形コロニーについて、9月1日から一部供用を開始するとともに、名称を「船形の郷」に改めたとのことでした。
- ただいまの報告に対して御質問・御意見などがありましたらお願いいたします。

**②質疑応答※なし。**

- 事務局の説明で私の名前を出していただいたんですが、協議会では奥田委員にも施設関係者ということていろいろと積極的にご意見をいただいたというふうに理解をしております。
- それでは、本日たくさんの議事と報告案件ございましたが、これで一切を終了となります。
- はい、志村委員。議事の1の案件のガイドラインですね。今日は未定稿だけれどもという冒頭で説明あったところです。どうぞ。

**(志村委員)**

- すいません、時間が迫っているところで。
- これざっくり見せていただいて、精神障害者の説明のところ、感情障害、気分障害のところですね。うっだけが単極性で取り上げられているんですけど、躁鬱で双極性取り上げているなら、躁病も単極性として並べて、説明を入れていただいた方がいいかな、というところが1つちょっと気になったところでした。
- それから、精神障害者であれば、今地域で一番関係者が困っている事例って

うのは人格障害者なんです。ですからそのことをちょっと触れていただけるといいかなっていう、難しいですけども。困難ケースとしていろいろ関係者から相談いただくのがそういう事例がすごく多いです。

- それから先ほどの条例案の中に「正当な理由」ということが何ヶ所か出てきているので、その具体的なところも少し示していただけるといいかなというふうに思いました。以上です。

**(阿部会長)**

- ありがとうございます。
- 気分障害のところに関して、単極性が鬱のみではないのではないかっていうご指摘をいただいたところです。
- それから、人格障害というものを触れておいた方がよろしいのではないかっていうことですね。
- あと1件ありました。「正当な理由」ですね、そこをガイドラインで詳しくわかりやすく説明された方がよろしいのではないかと。
- 事務局で今の時点で何かありましたらお願いいたします。

**(事務局・大森課長)**

- ご意見ありがとうございます。
- 我々もこれまさに作成途中でございます、国の資料だったり、他県の資料などから、一番整理されてるなっていうところを、基本的には抜粋した形でまず整理している状況でございます。
- 特に障害特性に関しては、やはり当事者の方だったり、団体の皆様のご意見というのが非常に大事になってくると思いますので、今後も策定の過程で、やはりそのご意見をいただいて、しっかり即した内容にさせていただければと思っております。
- また正当な理由に関して、やはりその条例の条文上は、非常に抽象的な表現にとどまってしまうものが大分あると思いますので、ガイドラインの中でもですね、そういったものの例になってしまうと思うんですけども、そういったことについても言及をさせていただければというふうに考えているところでございます。

**(阿部会長)**

- よろしくご対応お願いいたします。
- それでは、何とか予定している時間内に終わることができそうです。円滑な議事進行にご協力いただきまして、本当にありがとうございました。進行を事務局にお戻ししたいと思います。

**(4) 閉会**

**(事務局・山田班長)**

- 阿部会長、議事進行ありがとうございました。

- 次第「4 その他」に移ります。皆様から何か御案内、御連絡等ございませんでしょうか。※なし。
- それでは、以上をもちまして、令和2年度第2回宮城県障害者施策推進協議会を終了させていただきます。
- 本日は長時間の御審議、誠にありがとうございました。